

2023年10月25日

環境大臣 伊藤 信太郎 様
経済産業大臣 西村 康稔 様

日本共産党島根県委員会
委員長 上代 善雄
日本共産党島根県議団
団長 尾村 利成

乱開発による住民トラブルや環境破壊を起こさない 再生可能エネルギーの普及を求める申し入れ

わが党は、気候危機打開のためには、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの活用が不可欠であると考えます。しかし、今日、大手事業者による地域住民の声を無視した儲け本位の開発による再エネの発電施設建設が全国各地で行われています。大規模なメガソーラーパネルや大型風力発電施設建設などの乱開発によって、森林破壊、土砂災害、住環境悪化、健康被害などの危険を広げていることは、大きな問題です。

島根県内においても、県西部地域では大規模風力発電事業の計画が目白押しで、80基を超す風車建設計画がすすめられています。県東部地域においては、安来市に11基の設置を計画する日向山（ひなやま）風力発電事業のほか、安来市と雲南市の境界に13基を設置する大出日山（おおしびざん）風力発電事業が計画されています。

住民からは「風車の騒音や低周波が心配」「島根の原風景が素晴らしくて移住を決めました。豊かな自然、景観を守ってほしい」「全国でも、前例がない4200kWの大規模発電はいらない」との声が寄せられています。

再生可能エネルギーは、消費者の近くに小規模の発電所を設置し、発電所周辺の住民が中心となって電気を使用し、何らかの便益を得られるのが本来の姿ではないでしょうか。地域外や外国資本による乱開発を防止してこそ、域外に利益が流出することを防ぎ、地域の産業として雇用や需要の創出につながると考えるものです。

再生可能エネルギーの普及・拡大にあたっては、乱開発によって住民とのトラブルや環境破壊を起こさせないようにするために、下記の事項を要請します。

記

1. 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」では、1基当り出力2,000KWの風車を想定した調査をしているが、最近では1基4,000KW以上の出力の風車発電計画が増えている。指針の見直しと、特に集中立地に伴う累積的影響なども検討すること。【環境省】
2. 再エネ施設を開発規制の対象にしていない土砂災害防止法や森林法を改正するなど、住民の安全にかかわる問題として関係する省庁が責任を明確に負うよう法制度の整備をすること。【経産省】
3. 気候変動の影響による風水害の危険性が高まっている。環境アセスメント評価項目に、土砂崩れの危険性も加えるなどアセスメントの見直しを進めること。【環境省】
4. 「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、環境保全エリア、再エネ促進エリアに区分けするゾーニングの導入を進め、国として住民の健康・安全や環境保全を脅かす恐れのある地域への立地を規制すること。【環境省】
5. 許認可等において、地域住民の合意・理解を得ないまま設置が進むことのないよう法整備を図ること。【経産省】
6. 再生可能エネルギー開発をめぐるトラブルの全容把握を進め、今後の対策に生かすこと。【経産省】
7. 太陽光パネルの大量廃棄に備え、リユース、リサイクルを含めた適切な処理が確実に行われるよう、関係省庁・自治体・業界団体が連携の取れた体制を構築すること。【環境省】